

東大阪市手話施策推進方針

令和6年度改定

1. 手話施策推進方針の策定について

手話の普及とろう者への理解の増進について、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」第7条の規定に基づき東大阪市手話施策推進方針を策定します。推進方針の策定に当たっては、「東大阪市手話施策推進方針協議会」を設置し、当事者、関係者の意見を基に、推進方針として下記の事項を定め、毎年度公表します。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報の提供に関する事項
- (3) 手話によるコミュニケーションの支援に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、手話に関する施策を推進するために必要な事項

2. 本市の施策の現状と課題

東大阪市における聴覚障害の手帳所持者数（令和6年4月現在）

R6 1,690 人

(内 18 歳未満:46、18～64 歳:321、65～74 歳:232、75 歳以上:1,091 人)

参考:R5 1,666人(内 18 歳未満45人、65歳以上1,284人)

東大阪市避難行動要支援者名簿登録者数(令和6年4月現在)

15,934 人 内聴覚障害者数 429 人

(現在までの取り組み状況)

・手話通訳者の配置

昭和49年から各福祉事務所に手話通訳員を配置。現在は各福祉事務所及び本庁舎に計6名(東1名・中2名・西2名・本庁1名)配置し、ろう者の情報・コミュニケーション保障を行なうと共に、生活上の問題等について相談に応じ、必要な支援を行なっています。

・登録手話通訳者等の派遣

昭和58年から「手話通訳登録派遣制度」を開始。現在は地域生活支援事業の意思疎通支援事業として登録手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活、社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行なっています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	<u>R6</u>
医療・健康	542	695	687	381	693	790	852	<u>533</u>
福祉・行政	6	2	2	3	5	5	2	<u>0</u>
教育	46	38	31	14	17	29	27	<u>17</u>
住居	3	0	5	2	1	2	1	<u>3</u>
地域生活	9	46	37	9	13	19	27	<u>34</u>
合計	606	781	762	409	729	845	909	<u>587</u>

(R6年11月末現在 依頼件数)

・令和6年度 手話通訳者・要約筆記者登録状況

手話通訳 20名(令和5年度15名)

要約筆記 7名(令和5年度7名)

・団体派遣制度の実績

H30 年度……………23 件

R1 年度 ……………24件

R2 年度……………8件

R3 年度……………8 件

R4 年度……………12件

R5年度……………22件

R6年度(11 月末)…28件(派遣人数56人)

・設置手話通訳者の通訳対応件数

	R2 年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度(11月末)
東 福 祉 事 務 所	145	156	109	152	56
中 福 祉 事 務 所	306	348	280	273	220
西 福 祉 事 務 所	104	105	89	205	182
本庁	85	143	250	167	0
合計	640	752	728	797	458

・手話通訳者の養成

手話通訳として活動できる人材を育成するため、基本課程を修了した方向けにレベルアップ講座を開催しています。

受講者数	R2 年度	R3 年度	R4 年 度	R5年度	R6 年度
レベルアップ講 座	コロナの ため中 止	10 名 修 了 者 10 名	10 名 修 了 者 10 名	11 名 修了者11 名	<u>7 名</u> <u>修了者 7 名</u>
手話奉仕員養成講座(入門)	コロナの ため中 止	25名 修 了 者 21 名	35 名 修 了 者 30名	36 名 修 了 者 32 名	<u>35 名</u> <u>修了者 31 名</u>
手話奉仕員養成講座(基礎)	コロナの ため中 止	19 名 修 了 者 16 名	24 名 修 了 者 20名	25 名 修 了 者 24 名	<u>27 名</u> <u>修了者 24 名</u>

・手話奉仕員養成講座テキストに基づいた手話を学べる動画をウェブサイトに掲載

・その他

専門性の高い手話通訳者等養成事業(大阪府・他市との共同実施)、手話サークル(5 団体)活動支援(社会福祉協議会)、オンライン de はじめての手話教室(社会福祉

協議会)、手話教室(青少年センター)、行政手続きにおける手話通訳の派遣(選挙、障害区分認定調査、要介護認定調査時の通訳)、テレビ放送に手話と字幕をつける福祉機器の支給、緊急時・災害時における NET119通報(消防局)、災害情報 FAX 配信事業(危機管理室)、難聴児特別補聴器支給事業、永和図書館に手話関連のコーナー設置、本庁舎一部窓口にコミュニケーションボード設置

・聴覚障害のある方からの相談窓口

各福祉事務所・本庁に配置された6名の手話通訳者による相談窓口の他、身近な地域でも相談に応じられるよう、聴覚障害のある方3名を相談員(障害者相談員)として委嘱しています。

・小学校における福祉体験学習

手話とろう者の理解につなげる授業を実施(聴言部会から当事者が同行)
(市立障害児者支援センターレピラ地域交流事業 参加児童数)

H29年度 14校 計 1,430 名

H30年度 18校 計 1,123 名

R1年度 14校 計 880 名

R2年度 10校 計 767 名

R3年度 13校 計 1,205 名

R4年度 ボランティアグループ手のひらの会(小学校5件)

身体障害者協会聴言部会による手話交流体験(小学校2件・255名)

R5年度 身体障害者協会聴言部会による手話交流体験(小学校2件・147名)

R6年度 身体障害者協会聴言部会による手話交流体験(小学校2件・144名)

※令和4年度より、福祉体験学習の実施方法が変更となり、レピラの地域交流事業⇒障害施策推進課や、ボランティアグループ手のひらの会、身体障害者福祉協会聴言部会が実施するものに移行している。近年コロナ禍において縮小された活動が戻らず、依頼件数が減少している。

(課題事項)

・市民、事業者(行政機関・医療機関等含む)が手話に親しむ機会や手話を学べる場所が少ない。

・手話通訳者の数が不十分。

・公共施設の多くに手話通訳者が配置されていない。

・通訳派遣の対象範囲が医療機関への受診等に限定されている。

・緊急時、災害時等のコミュニケーション支援体制。

・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく理解啓発や施策の総合的な推進に向けた取り組みが必要。

・福祉分野においてろう者が利用できる社会資源を把握し、その情報提供が不足している

3. 今年度の取り組み

(理解啓発)

・5月11日 市民ふれあい祭り 手話の体験ブースを設置。手話ハンドブック・缶バッジを

配布。

- ・7月8日、11月18日 防災ネットワーク会議
- ・9月23日 手話言語国際デー 花園ラグビー場ブルーライトアップ
- ・9月30日 障害者差別解消 車座ワークショップ 大阪府「福祉のまちづくり条例」について学ぶ
- ・10月12日 デフリンピック啓発ブース(マスターズ花園オープニングイベント)
- ・10月26日 要約筆記体験講座 参加者3名 難聴当事者による体験談
- ・11月16日 地域ふれあいのつどい 手話体験講座を開催(八戸ノ里アリーナ)
- ・12月6日 障害者週間イベント 東大阪市特別上映会「夏の光、夏の音」186名参加(内行政19名)
- ※障害者週間前に東大阪ケーブルテレビにて「本市の手話施策について」を特集し放映
- ・1月23日 障害者差別解消 車座ワークショップ「障害者差別解消法について」
- ・1月24日 障害者差別解消支援地域協議会

(手話の普及)

- ・手話ハンドブック「みんなで手話ヘトライ！」を増刷。(2,000部)希望者へ配布。
- ・市政だよりに手話表現コーナーを掲載(不定期)
- ・手話の出前講座
 - 令和4年度 小学校7件・校区福祉委員会1件
 - 令和5年度 小学校3件 地域包括支援センター1件 行政2件
 - 令和6年度 自治会1件、中学校1件

- ・障害のある方向けの手話講座 (レピラ令和3年度～)
 - (令和4年度全8回延べ13名参加)
 - (令和5年度全4回 4名)
 - (令和6年度全4回 6名)

- ・オンライン de はじめての手話教室(社会福祉協議会市民ボランティアセンター 令和4年度3回開催、令和5年度3回、令和6年度3回開催予定)

(コミュニケーション支援)

- ・市が(株)ZOOMと包括連携協定を締結し、行政サービスコーナーにおいて、タブレットを活用した遠隔手話通訳サービスを導入。
- ・タブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを拡充(本庁舎一部窓口にて利用可へ)。(市民課、税制課、市民室(布施臨時窓口)、保険料課、国民年金課にテスト実施し、市民生活部、税務部の窓口では対応可能となりました。)
- ・遠隔手話サービス拡充に伴い、本庁舎一部窓口に設置していたコミュニケーションボードを修正。

(その他)

- ・野田市長が令和6年度から全国手話言語市区長会会長に就任。(令和6年総会時:全国645市区加盟)
- ・令和6年度 聴覚障害者のためのスマートフォン講座を開講(情報政策課)
- ・庁内各部署に対して、事業実施時に手話通訳を付けるための予算確保を依頼。

- ・消防局にて NET119 利用説明会を 3 地区にて開催。
- (令和 6 年 12 月末現在登録者数 161 名・R5 129 名)
- ・手話施策推進方針の策定及びウェブサイトでの公表。
- ・デフリンピック啓発用の本市ホームページを令和 6 年 1 月より開設

(新生児聴覚検査費用助成事業)

対 象 児:市内に居住する原則生後 1 か月に達するまでの乳児

助成内容:自動 ABR 検査(5,000 円まで)又は OAE 検査(1,500 円まで)費用の助成

検査実施機関:大阪府医師会・大阪府助産師会と委託契約

対象年月	出生乳児	異常なし	再検査	確認中	未受検
令和2年度	3,077 人	2,924 人	42 人	93 人	18 人
令和3年度	3,043 人	2,909 人	47 人	65 人	22 人
令和4年度	2,969 人	2,796 人	35 人	131 人	7 人
令和5年度	2,913 人	2,787 人	39 人	79 人	8 人
令和6年 9 月末	1,401 人	1,336 人	19 人	43 人	3 人

フォロー体制:結果が要再検査の場合、精密検査を受けたかどうか確認し、受けていない場合は受診勧奨。同様に、こんにちは赤ちゃん訪問事業や 4 か月児健康診査でも確認。精密検査の結果難聴等が判明した場合は、早期療育に繋がるように支援を行う。

(参考:大阪府こめっこ参加人数 2023 年度 108 人、2024 年度(11 月末まで) 60 人)

(東大阪医療センターにおける遠隔手話通訳サービス)

令和2年度より外国語を含めた通訳サービスを外部業者に委託し、タブレットで手話通訳を提供するためのシステムを導入。利用可能時間は午前8時～午後8時まで。通院、入院時に利用可能・予約不要。

4. 手話施策推進方針(条例第 7 条第 2 項)

(1)手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項【理解啓発に関すること】

手話がろう者の言語であることについて、またろう者の文化や生活等について、市職員、市民、事業者へ理解を深めるための啓発を行い、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話を使い、学ぶ機会を提供します。

【具体的な取組の例】

- ① チラシ、ウェブサイト、市政だより等広報による理解啓発。
- ② 条例について周知するためのイベント開催。(市民ふれあい祭りでの手話ブース設置、障害理解につながる映画の上映会。手話言語国際デーにおけるライトアップ等)
- ③ 手話を学ぶ教材として手話ハンドブックの作成(増刷)と配布
手話ハンドブックを増刷し、希望する市民や職員・教員・医療機関・事業者等へ配布。
- ④ 市民・事業者等に対する手話出前講座の実施
- ⑤ 学校における福祉体験学習を通じて、手話だけではなくろう者の生活全般についての理解促進。(小中学校や高校、保育所、幼稚園、認定こども園等での手話体験講座、当事者団体による講師派遣、ろう者との交流、手話教材の貸し出し)
- ⑥ 市職員に対するろう者の理解と手話研修の実施

⑦ デフリンピック(2025 年)開催についての周知、応援イベントの実施

(2)手話による情報の提供に関する事項【公共施設等における合理的配慮等】

日常生活や社会生活において必要な情報を手話で提供することにより、ろう者の利便性向上や社会参加の促進を図ります。公共施設や市の窓口において、手話による対応や手話通訳者の配置が進むよう、働きかけを行います。

【具体的な取組の例】

- ① 市が実施する行事における手話通訳の配置
- ② 災害時・緊急時の対応マニュアル作成(当事者、関係団体と連携して内容検討の場を設置。作成後は救急隊・消防局への研修実施、コミュニケーションツールとして聴覚障害者、避難所等へ配布。)
- ③ 手話による市政に関する情報提供の促進(ウェブサイト上での手話による情報提供、庁内モニター掲示板の活用等)
- ④ 手話でコミュニケーションができる市職員の増員(職員向け手話講習会の実施)
- ⑤ 公共施設・民間事業者(駅や医療機関など)に対する理解啓発
- ⑥ DX 活用等による来庁又はFAX 以外での手話通訳派遣依頼方法の見直し
- ⑦ 災害時避難所等においてコミュニケーション支援確保としてアイ・ドラゴン等の設置の検討

(3)手話によるコミュニケーションの支援に関する事項【社会参加促進に関すること】

意思疎通支援事業の内容を充実させ、ろう者の社会参加が進むよう、支援体制を構築します。また生活の様々な場面で手話を利用できる環境の整備と、障害の有無に関わらず日常的に手話でコミュニケーションが取れる場を提供します。

【具体的な取組の例】

- ① 手話通訳派遣事業の充実
タブレット等を活用した遠隔手話通訳サービスを提供。(本庁及び各福祉事務所、リージョンセンターに専用端末を設置。提供先の拡充へ)
- ② 手話通訳者の育成・確保(手話奉仕員養成講座・手話レベルアップ講座の拡充実施及び通訳者の養成を着実に進めるため、大阪府登録手話通訳者の試験対策講座の開催等、様々な手話の技術レベルに応じた適切な養成課程の実施検討)
手話を学べる動画を作成しウェブサイトに掲載、**ろう者や手話を学びたい人が手話を使って交流できる手話サロンの開催**
- ③ 中途失聴者・難聴者等、様々な対象者向けの手話習得支援
- ④ 乳幼児期からの手話習得支援、新生児聴覚検査費用の助成等聴覚障害児の親に対する支援。

(4)その他手話に関する施策を推進するために必要な事項【関係機関の連携による推進体制の構築に関すること】

当事者、支援者、関係団体等を交えた意見聴取の場を定期的に設け、毎年度施策推進方

針を策定し公表します。課題について市全体で共有し、必要な施策を推進するため関係機関の連携強化を図ります。

【具体的な取組の例】

- ① 毎年度手話施策推進方針協議会を開催
- ② 推進方針に基づいた取り組みを進めるため、関係機関での連携、役割分担他、次年度より夏開催とし、方針が当年度中により効果的に実施できるようにします。